

太原金勝村唐墓再考

沈 睿 文

森 美 智 代 訳

はじめに

一 概略

二 中国に移住したソグド人ゾロアスター教徒後裔の墓葬

三 同一の政治的地位と文化

四 忠孝屏風画という選択

結論

はじめに

これまでに山西省で発見された唐代の墓葬は、主に長治、太原、大同、候馬に分布している。壁画墓については公表されている一三基のうち、一二基が太原南郊晋源区の金勝村、董茹村等に集中しており、金勝村に最も多い(表1)。このように太原市金勝村は現在のところ、山西省内で唐代壁画墓が最も多い地域であり、しかも墓葬年代は武周期に集中している。金勝村墓葬群の発掘は、主に一九五〇年代と八〇年代に行われた。従来の研究は埋葬年代と墓室に描かれる樹下老人図屏風の主題の考察を焦点とし、当該墓葬群のその他の要素については充分に行われてこなかった。そこで本稿では、この問題について考察したい。

太原金勝村唐墓再考

一 概略

太原金勝村唐代墓葬群における屏風画の内容と主題は大凡同様で、共通性が顕著に認められる。このことは既に指摘されており、贅言を要しない。また表1から、以下の通り幾つかの基本的な知見が得られる。

第一に、型式と規模の上では、金勝村唐墓群の墓主の官品は正五品・従五品かそれ以下と推測されることである。

一連の墓葬の形式は正方形もしくは隅丸方形の単室磚墓であり、墓室の多くは四m程度で、三号墓・337号墓など少数が九m前後である。このうち、三号墓の墓室が最大である。

唐代においては、隅丸方形か方形単室磚墓は一品から五品までの官員の墓制であり、そのうち一から三品の官員の墓室は約四m四方、四、五品の官員の墓室は一辺三・五m以下が多い。方形単室土洞墓は、大体、五品以下の墓制である。この種の墓室は三・四mが多く、一辺が約三mのものはさらに多い。庶人の墓は不整形の斜方形(菱形)土洞墓で、墓室の大きさは一辺三mを超えないものが殆どである。さらに、高宗〜武周期には正五品、

表1 山西省太原金勝村唐代墓葬一覽表-1表註(1)

墓名	位置	形式	墓室	葬法	副葬品と壁画	備考
金勝村第3号墓	太原南郊金勝村の西南約0.5km	方形单室碑墓、墓道と甬道を備える。	東西3.25m、南北3.05m、地表から墓室床面までの深さ6.5m、墓室頂部は崩落。墓室北側を碑築の棺床とする。西壁の下に長1.7m、幅0.6mの小型の台を構築し、その北は棺床、南は墓壁と接する。	発掘時、墓室内の人骨は攪乱されていた。棺床上に2体の人骨が安置されていたが、腐朽する。北壁の下から二人の頭骨が発見された。葬具は、腐朽した木棺の残片と、鉄製の棺釘のみ。	副葬品は合計91点。内訳：棺床東西壁の下に、男女陶俑一列が立てかけられる。墓門東西に武士俑が各1体、墓室中央に鎮墓獸が墓門に対面するように置かれる。その他、馬、駱駝、牛及び生活道具の明器が墓室西側の小型の台上下と、東壁下に散在。	表註(2)
金勝村第4号墓	同上	方形单室碑墓	東西2.2m、南北2.13m、高さ2.1m。北端に棺床を築く。棺床は長さ2.2m、幅1.25m、高さ0.23m。墓室頂部は崩落。	棺床上に1体の人骨が、頭位を西に伸展葬される。骨は腐朽する。木棺の痕跡はみとめられない。	棺床の下、西壁側に灰陶罐2点、棺床の四隅にそれぞれ小型の陶製槃(灯皿)を置く。墓室頂部に四神を描く。四壁に12幅の壁画を描く。内訳は、墓門東西に笏を執り剣を帯びる侍衛各1体、西壁南端と東壁南端に仕女各1体、残りの8幅は樹下老人図。	表註(3)

表註

- (1) 表の墓葬は正式な考古発掘・調査報告が発表されているものに限る、図版のみが発表されている墓葬は含めない。
- (2) 山西省文物管理委员会「太原南郊金勝村三号唐墓」(『考古』1960-1, p.37)。
- (3) 山西省文物管理委员会「太原南郊金勝村唐墓」(『考古』1959-9, p.473)。

表 1 山西省太原金勝村唐代墓葬一覽表・2

墓名	位置	形式	墓室	葬法	副葬品と壁画	備考
金勝村第5号墓	第4号墓の北約10m	方形単室磚墓	東西2.07m、南北2.0m、高さ2.1m。北端に棺床を築き、西南隅に小型の台を構築する。台は長さ0.85m、幅0.65m、高さ0.15m。頂部は方形尖頂。	棺床上に2体の人骨が東西方向に仰臥伸展葬される。北側は男性で身長1.65m、南側は女性で身長1.52m、棺檸の痕跡はみとめられない。	漆盤、磁罐、陶灯、長方形形片が西南隅の台の上に置かれる。朱漆盤12点は南北に4点×3列に並べられる。陶灯はビザンツ式高足杯を模倣した形式。磚の墓誌が東南隅にあり、その上に陶罐1点と、男女侍俑、駱駝、馬の俑の残片が多数あった。棺床の女性人骨の頭の前に陶罐、瓶と円形漆盒(?)1点、腰部に海獸葡萄鏡一面が置かれる。漆盒は既に朽ちていたが、直径約33cm。その内部の品の内訳は、種々の材質の珠飾31点、玉製裝飾品59点、銅製裝飾品4点、銀製指輪、ササン銀貨、小型の白石鉢各1点。男性人骨の胸部と棺床西北隅に、開元通宝13枚と五銖錢1枚が置かれる。墓室西壁南端に牛車図1幅、東壁南端に馬丁、その背後に馬と駱駝二頭の半身が描かれる。西壁中部から東壁中部までは樹下老人図8幅が並べて配される。墓誌は縄文の磚2件からなり、誌文は白粉を用いて書写される。	表註(4)
金勝村第6号墓	太原南郊金勝村の西南約0.5km	隅丸方形単室磚墓	東西2.2m、南北2.18m。墓室の北端に棺床を磚築、幅1.26m、高さ0.18m	棺床上に2体の人骨が仰臥伸展葬される。骨は腐朽。表註(5)	墓室頂部に紅色の蓮華文と彩雲文が描かれる。周壁壁画は完存し、人物画・四神等計16幅が描かれる。蓮華・彩雲文の下に八字形鞠束・斗拱と四神、東西壁上部に日(東壁)・月(西壁)・星宿(表註(6))、その下に人物画12幅を描く。墓門東西に執勞・佩劍の侍衛各1体が描かれる。東壁の3幅は、南側から順に文吏、女侍、樹下老人図である。文吏の上部に墨書題記があり、「奴興會、奴益多、奴多□、奴富□、奴金枝、奴三刺、奴興鉗、奴有相」等の字が見える。棺床前面の西壁寄りに灰黒色陶罐1点、穀粒を納めた小陶罐5点、棺床上に直径6cmの素文銅鏡1点、開元通宝6枚があった。東壁近くに木俑の頭部1点、馬身残片1点、隅に銅製馬飾5点があった。	頭位と木棺の痕跡の有無について、発掘簡報は言及しない。表註(7)

表註

- (4) 山西省文物管理委员会「太原南郊金勝村唐墓」(『考古』1959-9, p.474)。
 (5) 山西省文物管理委员会「太原市金勝村第六号唐代壁画墓」(『文物』1959-8, p.19)。
 (6) 山西省文物管理委员会「太原市金勝村第六号唐代壁画墓」(『文物』1959-8, p.19)。
 簡報によると、墓室西壁の月像の中に「人物2体」が描かれており、吳剛と嫦娥とする。
 (7) 山西省文物管理委员会「太原市金勝村第六号唐代壁画墓」(『文物』1959-8, p.22)。

表1 山西省太原金勝村唐代墓葬一覽表-3

墓名	位置	形式	墓室	葬法	副葬品と壁画	備考
金勝村第337号墓 (番号 TD1988M337)	太原第一電熱廠内	隅丸方形単室磚墓、甬道を備える。	奥行2.9m、幅2.8m。壁面は1.3mの高さから内傾する。墓室の北側に長方形の棺床を構築。墓室頂部は破損が甚だしい。	棺床上に人骨の残骸があるが、葬法は不明。鑑定によると人骨は成年男性1体。	墓室頂部に星宿と四神を描く。四壁に各2幅、計8幅を描き、その内訳は佩剣の侍衛、仕女・童女が各2幅と、樹下老人図4幅。副葬品は計11件、その多くは陶器で破損が甚だしいが、器形を判別できるのは三彩罐2点、器蓋1点。また浅黄色と褐色を施した彩絵陶製鎮墓獸1点、陶製壺1点、小型獸形1点、蓮華文瓦当2点、銅製針金一巻き、開元通宝1枚。	表註(8)
金勝村第555号墓 (番号 TD1989M555)	太原第一電熱廠の工場区東部	隅丸方形単室磚墓、墓道と甬道を備える。	南北2.39m、東西2.35m。墓室頂部は覆斗形で、破損している。墓室北側に棺床を構築、長さ2.39m、幅1.2m、高さ0.25m。	長期にわたる浸水の為、人骨は攪乱されており、葬法は不明。初歩的な鑑定によると、人骨は成年男性1体と成年女性1体で、夫婦の合葬と見られる。	墓室頂部の南側に花文と、飾り紐のついた花幔の文様が部分的に残存。紅・黄・緑で彩色される。頂部は星宿と四神を描いていたと推測され、周壁には10-11幅(北壁は破損するが、南壁の情況から推測して2-3幅。南壁に2幅、東西壁に各3幅)。南壁の保存状態が最もよい。南壁臺門の東西に侍衛各一体を描く。副葬品は数十点あり、全て彩釉陶製品。かつて工事の際に重機で北壁の磚を崩したため、副葬品の一部は修復が不可能な程破損した。復元可能なものに、仕女俑、童女俑、釉陶牛、三彩馬各一点がある。	表註(9)
太原化工焦化廠墓	太原化工焦化廠内	隅丸方形磚墓、墓道と甬道を備える。	奥行2.28m、幅2.18m。壁面は1.2mの高さから内傾する。墓室の東西にそれぞれ磚築の棺床がある。長さ1.77m、幅約0.85m、高さ約0.25m。墓室内壁と棺床の縁に約1cmの厚さで石灰(漆喰)を塗り、壁画を描く。	墓室東西の棺床上にそれぞれ男性と女性の腐朽した骨若干が発見された。年齢は不明。夫婦合葬か。	墓室頂部正中は星宿が描かれていたが破損。その下方に、飾り紐のついた花幔を紅・黄・緑の三色で描き、間を弧形連珠文で繋ぐ。周壁には四神と樹下老人図、牽馬・牽駝・執笏・佩剣の侍衛2体、仕女2体を描く。副葬品は計27点。西側の棺床上に陶罐3点、三彩鷄・鴨各1点、銅錢2枚、棺床前に三彩女俑3点、釉陶牛1点があった。東側の棺床の前で器物が多く見つかり、三彩男俑3点、三彩馬・三彩駱駝・陶猪・釉陶羊各1点、陶罐3点、また陶製の倉・碓・灶・瓶形器・特異な形の器等の明器があった。墓誌1方があり、青灰色方磚2件からなる。	表註(10)

表註

- (8) 山西省考古研究所、太原市文物管理委员会「太原金勝村337号唐代壁画墓」(『文物』1990-12, p.11)。
(9) 山西省考古研究所「太原金勝村555号唐墓」(『文物季刊』1992-1, pp.24-26)。
(10) 山西省考古研究所「太原南郊唐代壁画墓清理簡報」(『文物』1988-12, p.53)。

従五品の官員の墓室は大凡三m四方、正六品の官員の墓室は二m四方であるが、九品の官員の墓室にも一辺三m以上の例があり、庶民の墓室は二～五m前後である。

山西地区では、墓室の一边が三～四mの場合、多くは五品以下の散官・勲官の墓である。例えば、朝散大夫(従五品下の文散官)辛謙墓・崔孛墓はまさしくこの規模である。数人の勲官位を帯びる墓主の墓葬も同様である。彼らは五品下で当時の下級官員であり、副葬品を見る限り庶民の墓と区別できないが、墓室の規模がやや大きいようである。三m四方か、それ以下の場合は庶民の墓制と見られる⁽¹⁾。

一九八〇年代に河北省鶏沢県で発見された五基の唐代墓葬(番号BM1⁽²⁾5)からは、太原金勝村唐墓の墓主の身分を判断する上での傍証が得られる。五基はいずれも隅丸方形単室磚墓で、南面し、墓道・甬道・墓室の三部分から構成される。墓道は堅穴土坑式で、甬道は磚築券頂(ヴォールト天井)である。棺槨等の葬具は見られない。

鶏沢県北関の五基の墓室は二・五m四方前後で、発掘者はこれらを武周期の郭進、郭行一族の墓地とする。郭進(BM1)と郭行(BM4)の墓誌によると、郭家の本貫は太原で、第十三代の凱が県侯に任命されたため、子孫は広平県(現在の鶏沢県)の人となった。広平県に移って以来、一族は代々仕官して繁栄し、曾祖父の郭曹以降は北斉・隋・唐・周の四王朝に絶えることなく出仕したという。郭氏の本貫が太原であることは、墓制と葬法が太原金勝村唐墓と類似することの理由と考えられる。一族の地域的アイデンティティや、エスニシティの記憶によるものである。雲騎尉武安令であった郭行の墓葬の規模は、太原金勝村の墓葬に近い。

曾て趙超は、金勝村五号墓の磚「卍」製の墓誌の内容から、墓主は一介

の下級軍官で、金勝村の唐墓群は下級官員か、せいぜい裕福な庶民の墓葬であるとした⁽³⁾。実際に、墓葬の形式と規模から見ると、金勝村墓の墓主は五品・従五品かそれ以下と推測される。

しかしながら、第二に、副葬品と墓室壁画の内容の上では、墓主の身分は概ね三品以上と推測される。

『通典』卷一〇七「開元礼纂類二・群官鹵簿」の規定によると、三品以下の官員の鹵簿には誕馬はあるが、駱駝と犢車はない⁽⁴⁾。この記載の信憑性は、考古学的証拠からも確認される。三品は唐代墓葬壁画において駱駝の図像が見られる下限であり、三品以上は駱駝の壁画と駱駝俑の使用が許されているが、三品は駱駝俑のみを使用することができる。勿論、三品以上の墓葬壁画に必ずしも駱駝を描かなくともよく、例えば減等された愍王・李承乾墓がそうである⁽⁵⁾。

金勝村唐墓の中で、三号墓の墓室は最大であり、九m以上に達するが、樹下老人図は描かれない。副葬品に駱駝・馬・犢車出行図があり、十二支俑などの神像・辟邪の類は含まれない。副葬品には、駱駝・馬と犢車が組み合わされていたことになる。

同五号墓は夫婦の合葬墓であり、墓室壁画には鞍馬と犢車の出行図が描かれている。

同六号墓では墓門の両側に、持笏・佩刀の侍衛が描かれている。東壁近くに木俑の頭部と、馬身の一片があり、隅に銅製の馬装具五点があった。よって、木製の鞍馬出行儀仗が副葬されていたことがわかる。一般的に、木製明器が副葬されている唐墓の墓主は三品以上であることが多い⁽⁶⁾。

太原化工焦化廠唐墓は夫婦の合葬墓であり、夫婦は東西二基の棺床に別々に安置されていた。墓室には、四神、樹下老人図、牽馬・牽駝(挿図1)、

持笏・佩刀の侍衛(挿図2)と仕女の壁画が描かれている。副葬品は計二七点で、彩陶牛が西側に、三彩の馬と駱駝が東側にある。ここでも、牽駝図と駱駝・馬及び犢車出行の陶俑が併存していることが知られるのである。

このように、金勝村唐墓群の墓主の多くは三品以上であるように見受けられる。明らかに、この結論は先の第一点と矛盾する。それでは、何故、問題の墓群では、別々の要素によって墓主の政治的地位の判断に違いが生じるのであろうか。如何なる原因によって、この墓群にかくも多くの矛盾が見られるのであろうか。これらの矛盾は墓主と如何なる関係があるのであろうか。墓主は一体、どのような身分であったのだろうか。

第三に、墓室頂部に帳幕を描くという新たな壁画の配置が出現していることが挙げられる。金勝村六号墓室の伏斗形頂部には、紅色の蓮華と彩雲の文様が描かれている。金勝村五号墓室頂部南側の残存部には花と飾り紐のついた花幔の文様が、紅・黄・緑の三色を用いて描かれている。金勝村焦化廠墓室頂部の正中は星宿図で、その下方に紅・黄・緑色で飾り紐のついた花幔を描き、それぞれの間を弧形連珠文で繋ぐ。同様の構成は太原晋源鎮の景龍二年(七〇八)温神智墓にも見られ、墓室のドーム状頂部をめぐるように飾り紐のついた花幔が描かれている。⁽⁷⁾

墓室頂部の帳幕文様は唐以降の墓葬に新しく出現した壁画構成である。何故この時期に、このような墓室装飾の変化が生じたのであろうか。

第四に、金勝村唐墓はいずれも棺床が設置されている。焦化廠墓を除き、夫婦合葬墓を含むその他の金勝村唐墓では、棺床は基本的に墓室の北側に、東西を軸線として設置されている。

このような棺床の配置は、北朝の墓葬にも見られる。これまでの研究を踏まえると、唐代の墓葬における棺床の有無は当時の墓葬の等級や規則に基づ

挿図1 太原 焦化廠唐墓壁画 駝馬人物図

挿図2 太原 焦化廠唐墓壁画 侍衛図

く本質的な区別を示しているに相違なく、随葬品の種類や数量の多寡も、墓の保存状態の影響を除けば、墓主の身分や貧富と無関係ではない。⁽⁸⁾

注意に値するのは、太原焦化廠墓では墓室の東西に二つの棺床を並べ置くことである。墓室東西両壁の下に二つの棺床を磚築することは、唐墓においては比較的稀な方法である。公刊されている資料を見る限り、このような形式は他に河北省鶏沢北関B M 5号墓⁽⁹⁾と、洛陽龍門の安菩墓⁽¹⁰⁾の、唐代の墓葬二基にのみ見られる。⁽¹¹⁾

鶏沢北関B M 5号墓は郭家の墓地であり、郭家は太原から移住している。したがって、墓室の東西に二つの棺床を置く形式は、太原地域に關係すると推測される。

安菩はゾロアスター教を信仰するソグド人の後裔である。墓は景龍三年十月二十六日（七〇九年二月一日）、安菩夫婦を合葬するため造営された。棺床を東西に併置する形式は、ソグド人の後裔であるという墓主のアイデンティティと關係するのであろうか？

第五に、金勝村唐墓では、三号墓で腐朽した木棺片と数枚の棺釘が発見された他は葬具がなく、人骨のみが存する。すなわち、遺体は直接棺床上に安置され、棺は用いられていない。

長治、太原、大同、侯馬で発見された唐代の墓葬は、みな山西省内にあるとはいえ、葬具の状況は一樣ではない。太原の唐代墓葬の多くでは葬具の痕跡が検出されておらず、人骨は棺床上にばらばらに置かれる。山西省のその他の地域における唐代墓葬では、葬具として木棺が用いられ、多くは棺床上に安置される。⁽¹²⁾

北朝期の各時期には、太原地区を含む多くの政治的中心地において、棺を用いない葬法が見受けられる。例えば、一九八七年八月、太原金勝村の太原

第一電熱廠で発見された北齊の壁画墓等がある。⁽¹³⁾但し、このような葬制は太原地区固有ではなく、また非漢民族の葬制でもないことは、⁽¹⁴⁾疑いを容れない。しかし唐代に入ると、山西において棺を用いない墓葬が太原地区に集中していることは顕著である。ここから太原地区の宗教や喪葬の觀念は、山西のその他の地域と異なっていたことが窺われる。それでは、これらの墓主はどのような文化的背景を有していたのであろうか。彼らはどこから来て、どのように現れたのであろうか？

先述の如く、河北省鶏沢北関の唐墓では墓主の本貫である太原地区の葬制が保たれていたが、うち二基では墓主が明らかにされている。そのうち、郭進墓（B M 1）では墓室の北側に人骨三組が並べられる。攪乱が甚だしいのは、浸水か盗掘の可能性もある。痕跡から判断して三体はいずれも仰臥伸展葬で、頭位は西である。男性一体と女性二体で、男性が中間に安置される。北側の人骨の攪乱が最も甚だしいのは、遷葬による可能性が高い。墓誌の記載によると、万歳登封元年（六九六）、郭進の没後に、夫人の張氏と継室の高氏が合葬された。同様にB M 4は、墓誌によると如意元年（六九二）郭行の没後に夫人の焦氏と合葬されている。B M 5では、夫婦は東西の棺床に別々に安置され、葬具の痕跡は発見されておらず、男性の頭骨と女性の骨は全体が移動されているようである。よって、B M 5は遷葬墓と見られる。

以上をまとめると、鶏沢北関の唐墓五基における棺を用いない葬法は、遷葬・合葬と關係するものと推断されよう。それでは、太原地区において棺が使用されない状況も、同様の理由によるのであろうか。

二 中国に移住したソグド人ゾロアスター教徒 後裔の墓葬

上述の太原唐代墓葬のように棺を用いない葬法は、隋唐期では寧夏回族自治区鹽池県睿子梁墓地においても見られる。

睿子梁墓地の六基の唐墓は、いずれも山に依って開鑿された平底墓道石室墓で石棺床があり、盗掘が甚だしい。六基の墓葬の形式と墓室の構成は基本的に一致し、墓の配置に秩序が見られることから(挿図3)、同じ氏族の墓域であることは明らかである⁽¹⁵⁾。

睿子梁墓地M3(挿図4-6)出土の墓誌には「大周……都射何府君墓誌之銘并序」「君□□□□□□□□大夏月氏人也。……粵以久視元年九月七日、終于魯州□魯県□□里私第、君春秋八十有五。以其月廿八日、遷窆於□城東石窟原、礼也」と記されている⁽¹⁶⁾。ここから、墓主の何府君は昭武九姓の一つである何国人、すなわちソグド人の後裔であることがわかる。換言すると、睿子梁墓地はソグディアナ何国人の後裔である一族の墓域である。六基の中には単独葬、合葬、多数合葬が見られ、M4の人骨は四体、M5では十数体にも至り、一族が多数合葬されているのであろう。また、一部では石棺床の上に木棺を置いた痕跡が見られる。M1では墓室北側の石棺床の上に梯子形を呈する木棺が安置されており、棺内には一体の人骨があったが、ほぼ腐朽して粉状であった。M2の墓室北側の石棺床の上にも腐朽した木棺と人骨の痕跡があった。その他の墓では、葬具は発見されていない。そのうちM4、M5、M6においては、人骨は石棺床上あるいは壁龕内に直接安置されており、M6では後龕に頭が東、足が西を向くように二体の人骨が併置されていた。

睿子梁墓地は、唐代六胡州の一つである魯州の境にある。墓地周辺の環境と「石窟原」という地名からは、ソグド系胡人が岩穴式の石造墳墓を安住の地として意図的に選択したことが窺われる。これは曝葬後の遺体が禽獣と接触したり雨水を汚すことを避ける他、おそらく古代イラン王族・貴族の葬送の伝統にも関連するのであろう⁽¹⁹⁾。メアリー・ボイスが指摘するように、キュロス大王に始まり、アケメネス朝、パルティア、ササン朝では、国王以下の貴顕は石室を築き、曝葬した後に遺骨を納めた⁽²⁰⁾。

実際は、ゾロアスター教内部でも葬法に差異が見られる。すなわち同じゾロアスター教徒とはいえ、王族や祭司と平民徒では、具体的な葬法は決して様でない。考古資料から、ペルシア帝国の君主の多くはゾロアスター教を篤く信仰していたにも関わらず、必ずしも曝葬されていないことがわかる。ゾロアスター教が広く行われていたササン朝においても、状況は変わっていない。これは決して単に「伝統的な慣習を改変することは、宗教信仰の改変より余程困難である」⁽²¹⁾ ゆえではない。アケメネス朝の君主は古代イランの王族・貴族の伝統を遵守し、遺体に香を塗って防腐処理を施した上で石造墓内に安置した。これは「天国に昇ることを渴望し、来世の再生を願うことは貴族階級の特権であった」⁽²²⁾ ことの表れである。建国の王であるキュロス一世は正統的な葬法である曝葬が行われておらず、一見するとゾロアスター教の教義に違反しているかのようであるが、その墓は防腐処理を施された遺体と生けるものが接触しないよう注意を払って造営されており、ゾロアスター教の教義を遵守したものと見える⁽²³⁾。実際、アケメネス朝だけではなく、その後のアルサケス朝パルティア、ササン朝においても固有の伝統が堅持され、国王の遺体は防腐処理を施された上で、石造墓に埋葬された⁽²⁴⁾。よって、ゾロアスター教が盛んであった時代、王族はその教義に違反しない形であれば、高貴

な地位を維持するために遺体を曝葬しないことが許されたと考えられる。以上から、「棄屍于山（屍を山に棄つる）」ことはゾロアスター教独自の葬法であり、しかも主に祭司と一般庶民が遵守する所であったことが確認される²⁵⁾。

イランのアゼルバイジャン州には、アトロパテネの時代のゾロアスター教遺址が現存する。すなわち、ファフリーカー (Fakhrīka) の摩崖墓である。同遺址はウルミア湖東南の丘の地面から約5mの位置にある。前室と墓室からなり、墓室内には四つの石龕があるが、その大きさは成人の遺体を安置するには不十分で、オッサリ (納骨器) の安置場所であったと見られる。遺骸をまず裸葬 (裸の遺体を曝葬) した後、骨をあつめて安置するのがゾロア

スター教の葬法であった。アゼルバイジャン省は曾て小メディアと呼ばれていた。それに対して大メディアと呼ばれた地域はハマダーンやラガなどの都市を擁し、セレウコス朝時代の摩崖墓が多数発見されており、キズカパン (Qizqapan, イラク領クルディスタン)、クル・ウ・キチ (Kuru-u-Kich, イラク領クルディスタン)、ドゥツカーネ・ダーウード (Dukkan-I-Daud, ホラサン大道のザグロス山脈中における隘路)、ラヴァーンサル (Ravansar, ケルマンシャー西北)、サフネ (Sakha, ケルマンとハマダーンの間)、ビーソトウーン (Behistun) 南方の一群の摩崖墓等がある。これらの摩崖墓の建築様式は様々であるが、共通の機能は遺骨が汚染されない安全な安置場所を提供すること

挿図 3 鹽池 睿子梁墓地 平面図

挿図 4 鹽池 睿子梁墓地M3号墓 平面・立面図

挿図 5 鹽池 睿子梁墓地M3号墓 墓門

挿図 6 鹽池 睿子梁墓地M3号墓 墓室

である。⁽²⁶⁾これは、ゾロアスター教では埋葬にあたって土と隔絶されることが要求されたためである。「ウィーデーウダード」第三章第三五―三九節の規定では、もし犬や人の遺骸を土に埋めて半年掘り出さない者があれば鞭打千回の罰、一年掘り出さない者は鞭打二千回で、その罪科は償うことができないう。⁽²⁷⁾

したがって、管子梁墓地の棺を用いず崖墓に埋葬する方式は、ゾロアスター教の伝統的な葬法の一つを、中国に移住したソグド系ゾロアスター教徒が継承したものといえよう。

他にもゾロアスター教と関係する棺を用いない墓葬に、固原九龍山M33がある。M33は九龍山漢唐墓葬区の南側にあり、単室土洞墓で、西南―東北方向にT字型を呈し、墓道、過洞、天井、甬道と墓室から構成される。斜坡式墓道は墓室北端に位置し、ヴォールト式の甬道の北に墓道が接し、日干し煉瓦で門を封じた跡が残る。墓室の平面は不規則な梯子形を呈し、平底で、四壁は上部がやや内傾し、頂部は既に崩落しているがドーム式であったと見られる。夫婦合葬墓で、葬具は発見されていない。二体の人骨は頭を東に、足を西に向け、墓室南北両側に分置されていた。北側は男性で三五―四〇歳、南側は女性で二五―三五歳である。副葬品は金貨、金製裝飾品と少量の陶器等である。北側の墓主は金製冠飾と金製顎托〔「結束具」をつけ（挿図7）、左頬の上下に金の帯と留金具があった。南側の墓主夫人の頭部には穴を開けた東ローマ金貨があり、⁽²⁸⁾墓室東壁の南寄りに陶罐残片と、陶盆残片があった。

M33から紀年史料は出土していないものの、出土遺物や墓葬形式から、年代は隋末唐初と推定されている。⁽²⁹⁾墓主夫婦の頭骨は両者とも鼻骨の隆起が明確で鼻棘が発達しており、面部は水平方向に突出し矢状面の尖度が小さい等

挿図 7-1 固原 九龍山墓地M33号墓 平面・立面図

挿図 7-3 下顎托出土状況

挿図 7-2 金製冠飾描き起こし図

の特徴があり、西方コーカソイドの類型に属する。墓主の金製冠飾は、隋・虞弘墓石槨浮彫の第五幅中に見えるような帳幕を模したもので、墓主の霊魂が中間界に入るようにという願いの表れであり、中央日月裝飾両側の一對の雁は、墓主がゾロアスター教ズルワーン派の信徒であったことを示す⁽³⁰⁾。九龍山M33の墓道口が北向きであることがゾロアスター教徒の方位観に関係するとすれば、遺体の頭部を北に向けてはならないとする慣習に関わるのである⁽³¹⁾。これについては既に別稿で論じたため、贅言しない。

M33の墓主夫人は、東ローマ金貨を胸前にかけて裝飾品にしている。隋唐期、中原の漢人貴族は外国の金銀貨を身につけて副葬する習慣を受容しておらず、このような葬法は中国に移住したソグド人に関係する⁽³²⁾。長安と洛陽両京の墓葬から出土したササン銀貨が珍宝として副葬されたことは明らかであるが、銀貨の多くは穴が開けられ、アクセサリーとして身につけられた。これもソグディアナにおけるソグド人の習慣で、通常、女性と結びつけられる。よって、九龍山M33墓の墓主夫人はソグド系である可能性が高い⁽³³⁾。

四世紀初頭から八世紀半ばまで、中央アジアから中国北方に至る陸のシルクロード上にソグド人は完璧な物流・貿易ネットワークを築いた。北朝から隋唐期にかけて中国に至ったペルシア人は主に外交・政治上の使命を担った使者であり、厳密な意味での商人ではなかった。ペルシア人がソグド人が築いた商業ネットワークに参入し、中央アジアと中国本土の商業的利益を奪取することは困難であつたらしい⁽³⁴⁾。すなわち、当時東西を奔走していたキャラバンの中心にいたのは、ソグド人であつたのである⁽³⁵⁾。また唐代前期におけるソグド人の通婚習慣⁽³⁶⁾から見ても、九龍山M33の被葬者はソグド人と見られる⁽³⁷⁾。

他にも棺が用いられない墓葬は、新疆ウイグル自治区トルファン地区交河

故城溝西墓地における康氏一族の墓地に見られる。これは溝西墓地最大の墓域の一つである。墓域の平面は長方形で東面し、東側に長方形の門道がある。合計三三基の墓葬があり、うち三十基は斜坡道洞室墓、三基が竪穴偏室墓である。墓の方位は墓域自体の方位と一致しており、南北・東西に列をなす。年代は、魏氏高昌国晩期から唐西州時代早期である。康氏は当時、交河故城における一大氏族であつた。墓誌によると、康氏は一定の政治的地位にある官吏の一族で、ソグドの昭武九姓のうち康国人の後裔であり、既に帰化・漢化して高昌国と唐西州の属民となっていた。竪穴偏室墓は、当地の春秋戦国時代から車師王国時代にかけて車師人が用いた墓葬形式である。康氏墓地のうち三基がこの形式を採用しているが、副葬品の年代は康氏の墓葬全般と一致する。これら三基の墓主である康氏の成員は、車師人の後裔と通婚していたのであろう。康氏一族の墓域内の墓葬は、いずれも棺を用いず棺床上に遺体を安置する方式を採る。他にも骨灰が入った罐が墓葬に見られ、ソグド固有の埋葬習慣が保たれていたらしい⁽³⁸⁾。溝西墓地康氏一族の墓葬は、棺を使用しない葬法がソグド人の後裔と関連することの証左といえよう。

睿子梁、固原九龍山M33と交河故城溝西康氏墓域に例証されるように、棺を使用しない葬法は中古の中国におけるソグド人ゾロアスター教徒に関係する。これが太原地区における棺を用いない墓葬の文化的属性を判断する手がかりとなることは、言うまでもない。

但し、棺を使用しない葬法は中国に移住したソグド系ゾロアスター教徒の唯一の埋葬法では決してなく、例えば固原南郊の史氏一族の墓地では、唐政府が制定した単室磚墓を採用している(挿図8)。固原史氏は中央アジア史国(キッシユ)出身のソグド人の後裔であり、墓誌によると北朝に仕えて原州に移住したという。史氏の墓葬六基のうち、史訶耽の官品が最も高く三品

で、次が史射勿と史索蔽で四品、継いで史道洛、史鉄棒、史道徳が五、六品である。⁽³⁹⁾ 事実が証するように、隋唐王朝の墓制を使用した史氏一族は祇教を信奉していた。

固原史氏一族の墓域で発掘された墓葬六基のうち、五基から仿製金貨が出土している。すなわち、隋大業六年（六一〇）に埋葬された史射勿墓からはササン銀貨、⁽⁴⁰⁾ 唐乾封元年（六六六）埋葬の史鉄棒墓からはササン朝アルダシール三世金貨の仿製品、そして唐顕慶三年（六五八）夫婦で合葬された史道洛（永徽六年「六五五」没）、顕慶三年（六五八）に埋葬された史索蔽、咸亨元年

挿図 8 固原史氏一族墓地

（六九〇）に埋葬された史訶耽、儀鳳三年（六七八）に埋葬された史道徳の墓からそれぞれ東ローマ金貨の仿製品が出土している。⁽⁴¹⁾ これら五枚の仿製金銀貨はいずれも穴が開けられており、墓主の身体の前にかけられていた。銀貨や金貨に穴を開け、首飾として胸前にかける風俗は中央アジアに由来し、固原史氏がソグド本土の生活習慣を保っていたことが窺える。

史訶耽墓出土の青色宝石指輪印章の文字は、「敬虔な／敬神の／栄えある／責を果たす」を意味する同じ語を三度繰り返し返す。印章の獅子と植物の文様は、女神アナーヒターとアシ（Asi）への信仰と関連する可能性がある。また印章の文字と図案は史訶耽自身のゾロアスター教信仰並びに、初唐期に馬政を管掌して玄武門の変に参加したという経歴とも関連し、馬群の繁殖を司る女神アシを特に崇拝していたことの表れである蓋然性が高い。⁽⁴²⁾ 史道徳墓出土の鍍金銅覆面（一一件）には金製下顎托一具が含まれており、冠飾の部分に九龍山M33の下顎托と類似する日月形文様が表されている。これも史道徳がゾロアスター教を信仰していたことの間接的な証拠になる。一九六三年、西安東南郊の沙坡村で鹿文十二弁銀碗が出土した。その口縁の下にソグド語銘文一行が刻されており、シムス・ウイリアムスは「ズルワーン神の僕」と解読している。林梅村は、この銀器の制作者はゾロアスター教ズルワーン派のソグド人であったと推測する。⁽⁴³⁾ 史氏の一員である史射勿は、名が射勿、字は槃陀であるが、ソグド語で「射勿槃陀」は「ズルワーン神の僕」を意味する。このことも、固原の史射勿の家族がズルワーン派の信者であったことを示している。史索蔽、史道徳は史射勿家の墓地の両側に葬られていることから、史索蔽家族も同じくズルワーン派であったのだろう。史訶耽の曾祖父・史尼は北魏時代の摩訶大薩宝、張掖県令で、祖父の史思は北周時代の京師の薩宝、酒泉県令であり、史射勿は隋の左領軍、驃騎將軍であった。⁽⁴⁴⁾ 史氏

は唐代には原州地区の馬政を管掌し、北朝〜隋唐期の原州ソグド人聚落において、謂わば政教のリーダーであった。その所轄下の人々も同じくズルワーン派であった蓋然性は極めて高い。中古の原州においてズルワーン神信仰が存在したことが窺われる。

実際に様々な痕跡から示されるように、ズルワーン派は中古中国におけるソグド人が信仰するゾロアスター教の主要な一派であった。ズルワーン派は中央アジアに伝播し、インダス河上流のシルクロード古道の摩崖には、ソグド語のズルワーン神の名 *Zurwan* が見える⁽⁴⁵⁾。敦煌吐魯番文書におけるソグド系胡人の人名中、最も多いのは「槃陀」の同音である。西安東南沙坡村出土の「ズルワーン神の僕」のソグド語刻銘のあるソグド銀碗と、上述の固原史氏を関連づけると、いずれも中央アジアからシルクロードの主要幹線と東方北側の路線上に分布しており、ズルワーン派が中古の中国に伝播した路線が浮かび上がる。上述の西安沙坡村出土のソグド銀碗は、唐代の都・長安におけるゾロアスター教徒の大凡の傾向を反映している可能性がある。おそらく、ゾロアスター教内で異端とされるズルワーン派を奉じていたことが、その信徒が東方の中国に移住してきた主な理由であったのではなからうか。

以上のように、単室磚墓に埋葬された固原史氏が信仰していたのはゾロアスター教であり、しかもその中のズルワーン派であった可能性が高い。それでは、彼らの信仰と葬法には、何かしらの矛盾はなかったのであろうか？

ゾロアスター教徒は実際、墓室に類似した埋葬形式を用いることができたと。フランツ・グルネは、古代イランの宗教と密接に関連する葬法について述べている。

人の死後、「屍肉を除去する儀式」が三段階に分けて行われた。第一段

階において——これは悪天候の時や晩刻をまわった時など、死後直ちに遺体処理場に運べない状況にある時のための規定である——遺体を屋内もしくは掘った穴の中か、仮の遺体安置のために造られた専用の施設内に安置することができる。第二段階では、遺体を肉食の禽獣に与えるために曝す場所に運ばれる。原則として、確実に犬や腐肉をついばむ猛禽が寄りつくよう、遺体はできる限り高所に置かれる。∴殯の最後の段階は、肉が除かれた後の骨の処理である。当時、相互に矛盾しない二種の方法があった。一つは、骨をそのまま同じ場所に留め置いて日光の下に曝すことで、屍肉は既に除かれているため疫病を引き起こす危険もない。もう一つは、骨を閉ざされた構築物か、納骨器（オッサリ）の中に納めることである⁽⁴⁶⁾。

もし沈黙の塔（ダクマ）が周囲にない状況であれば、絨毯と枕を下に敷いて遺体を地上に安置し、死者を天の光・太陽に包ませることも許された（*Vendidad, Fargard V*）⁽⁴⁷⁾。太陽の光は死者の靈魂を天上に飛翔させると信じられていたのである。

バルトルドによると、ゾロアスター教の葬礼は三段階に分けて実施される。第一に、人が死ぬと、遺体はしばし専用の場所（*Kava*）に留め置かれる。第二に、遺体は「沈黙の塔」（*Dakima*）の遺体曝し台に置かれ、犬と鳥に肉を食べさせる。第三に「沈黙の塔」から骨を取り出し、洗浄した後に、地上の墓——ナウス（*naus*）に入れられる⁽⁴⁸⁾。

このように、ゾロアスター教徒の遺骨は納骨器におさめる他、密閉された構造物内に安置することも可能であった。この構造物は中央アジアではナウスと呼ばれるが、実質は墓と同様である。当然、先述のペルシアにおける崖

墓も一種のナウスといふことができる。

ペンジケントのシャフリスタンの南に約一五箇の小丘があり、その下に六―八世紀の墳墓がある。墓は方形か長方形で小屋のようであり、内部の面積は大半が四・五m四方、壁の厚さは約一mである。本来は入口に木造の門があつたが、後に毀されている。内壁二面に骨壺（納骨器）を安置するようベンチ状の台（「リースーファ」）を築く。比較的大きい墓では大凡十箇の骨壺が

挿図 9 ペンジケント1-6号ナウス平面・立面図(1948年発掘)

挿図 10 ペンジケント17-19号ナウス(南側から北をのぞむ)

あり、一家族に属することは疑いない⁽⁴⁹⁾(挿図9、挿図10)。

アク・ベシム第三号発掘地点は、ゾロアスター教徒の墓葬である。大きな陶罐に肉を除去した後骨が納められ、陶罐は地上に建てられた墓室(naus)内に安置されていた。墓室は版築か磚築で造られている⁽⁵⁰⁾。

このような状況は『通典』の記述を想起させる。同書卷一九三が引用する『西蕃記』康国条に、下記の記載が見える。

俗事天神、崇敬甚重。崇敬甚重。云神兒七月死、失骸骨、事神之人每至其月、俱著黑疊衣、徒跣撫胸号哭、涕淚交流。丈夫、婦女三五百人散在草野、求天兒骸骨、七日便止。国城外别有二百余戸、專知喪事。別築一院、院内養狗。每有人死、即往取屍、置此院内、令狗食之、肉盡収骸骨、埋殯無棺槨。⁽⁵¹⁾

犬に屍肉を食わせることは伝統的なゾロアスター教徒の葬儀では見られず、ゾロアスター教が中央アジアに伝播してから当地の葬礼の影響を受けた(中央アジア化した)ものである。

先に引用した寧夏鹽池県管子梁墓地M3墓から出土した墓誌によると、ソグド人の後裔である何府君は「殯」の後、僅か十一日後に遷葬されている。

この遷葬とはこの前に曝葬されたことを指すと解釈できる。

また、康炊は、「以顯慶元年二月十八日先天而逝、春秋六十有五。夫人曹氏：以永隆二年六月一日終於私第、春秋七十有五。還以其年八月六日改柩於邱山⁽⁵²⁾。」という。この「改柩」の二字から、夫人の曹氏は殯の後、最初は北邱の夫・康炊の墓穴に埋葬されず、殯から二ヶ月と五日を経て康炊の墓穴に遷葬されたことがわかる。曹氏の遺体は、殯の後まずは曝葬の形式で処理されたと理解できよう。

「龍潤墓誌」によると、永徽四年九月十日、龍潤は安仁坊の私第で没した後、「潜靈殯室、待吉邀時。永徽六年二月廿日、附身附榔、必誠必信、送終礼備、與夫人何氏、合葬于并州城北廿里井谷村東義井村北⁽⁵³⁾」という。中国にも遺体を暫く仮安置する慣習があるとはいえ、薩宝府の長史であった龍潤が祇教徒であったことは自明である。ソグドの文化を鑑みるならば、「潜靈殯室」とは龍潤の遺体が曝葬された後、骨を納めて暫し一所に仮安置し、合葬の時（二次葬）を見計らったのであろう。ここから、中国に移住した祇教徒が曝葬後の骨を仮安置した場所を「殯室」と呼んだことが知られる。

二〇〇七年四月、山西省汾陽市勝利西街で唐永徽六年（六五五）の曹怡墓（挿図11）が発掘された。曹怡墓は隅丸方形単室磚墓で、墓道は発掘整理されていない。墓室は3m四方で、被葬者の遺骨は発見されていない。器物一五件が残存し、墓室の四壁の下に散在していた。内訳は高頸の陶罐三件、青磁梅瓶一件、青磁龍文柄鷄首壺一件、陶俑九件、墓誌一方である。陶俑には官帽を戴いた俑、武士俑、男女の侍者の俑があった。簡報は、これを火葬墓と推測する⁽⁵⁴⁾。曹怡は中国に移住したソグド人の後裔であり、父の曹遵は唐の介州薩宝府の車騎騎都尉（従五品の勲官）であった。すなわち曹遵は祇教徒であり、同じく騎都尉であった曹怡も祇教徒であった⁽⁵⁵⁾。簡報による

と、これまで盗掘に遭っていないが墓室に骨灰が置かれた痕跡がなく、また遺体や骨灰が墓道に置かれた可能性もあり得ない。以上から、曹怡の骨が発見されていないのは、祇教徒であった曹怡が別の場所で曝葬に附されて骨が全て失われてしまい、墓に収めることができなかったからとしか考えられない。遺骨が失われたにも関わらず曹怡の子孫が墓を造ったのは、曹怡が享受した政治的処遇を顕示するために過ぎなかったであろう。

固原南塬M30号墓は、平面が「刀」字型を呈する単室土洞墓である。墓室内に人骨や葬具の痕跡は認められず、山羊の完全な骨格が二分分あるのみで、一体は墓室中部に、もう一体は墓室西南側にある。山羊二体の骨は墓室空間の大部分を占めており、この墓に人を埋葬もしくは遷葬した可能性は低い。また、墓室内に他の副葬品は見られない⁽⁵⁶⁾。同じく固原南塬のM39号墓は墓室の形式がM30号墓と同様で、やはり墓室内に人骨や木棺の痕跡が見られ

ず、墓室の東壁中部で玉石一箇と豚の犬歯一枚が発見されたのみであった。⁽⁵⁷⁾固原南塬の隋唐墓地と、固原南郊史氏墓地は隣合っており、北朝～隋唐期にソグド人が陸のシルクロードにおいて優勢であったことを鑑みると、これらの墓葬の背景に先の曹怡墓と同様の事情があるようにも思われる。

北周・安伽墓等ソグド人の墓葬において、葬礼美術には墓主夫婦が両者とも表されているにも関わらず、何故墓主の遺体のみあつて墓主夫人の遺体がないのか、曹怡墓の状況から類推することができよう。

以上の如く、鹽池窆子梁墓地は曝葬後の骨を納めた場所であつたに相違なく、中央アジアにおけるナウスにも似る。窆子梁墓地と固原九龍山M33号墓は、いずれもゾロアスター教の伝統的な埋葬形式を示している。⁽⁵⁸⁾一方、固原史氏一族の墓地は、為政者である隋唐王朝が認める葬法を前提にしつつも、その種族の文化とも矛盾しない。このように、中古の中国においてソグド人の後裔が採用した葬法は、決してソグド本来の文化に反するものではなかつたのである。太原金勝村唐墓の葬法は上述の両者の中間にあることから、中国に移住したソグド人の後裔の墓葬から影響を受けていると推定されよう。

三 同一の政治的地位と文化

上述の太原晋源区金勝村墓は相互に距離が近く、そのうち三号、四号、五号、六号墓の四基は金勝村西南〇・五kmの地点に集中している。残念ながら、これまでの報告では墓地全体の平面図が発表されていない。

金勝村唐墓群に顕著な文化的共通性が見られることは、墓主の政治的地位や文化的属性が同様であることの反映であろう。但し、これを単に「地域的特徴」とすると、十分に解釈できない部分がある。多くは墓誌を欠くが、幸い五号墓からは出土しており、多少は手がかりが得られる。墓誌は片面縄文方磚二件から構成され、誌蓋の四つの斜面には白粉で唐草文が描かれてい

る。誌蓋は縦三三・四cm、横三四・五cm、厚さ六・七cmであり、墓誌面は格子状に浅く線刻され、誌文も白粉を用いて書かれている。字は模糊として判然としないか、完全に消えてしまっているが、一一行×一一字に縦書される。誌文は下記の通りである。

君諱祖字仁^{〔楽〕}平郡^{〔人〕}也

縁家之 里道 至

啓^{〔運〕}之^{〔期〕}投^{〔節〕}從^{〔戎〕}

(指) 麾万里 機改^{〔殉〕}

故^{〔敏〕} 德^{〔足〕} 将^{〔精〕}

之^{〔宝〕} 并詳諸史 可言

曾祖 楊公祖 史父

任京師司戸学窮義理文

詞宗驥足馳馳嗣方奄

銘曰^{〔實〕} 路杳杳

万 勒此銘⁽⁵⁹⁾

すなわち墓主は楽平郡(現在の山西省昔陽県)の人で、父は京州の司戸に任じられていた。京州は都もしくは陪都の所在地のことで、後に府と改称されている。墓主の父が曾て京州の司戸であつたというのは、太原の司戸であつたのだろう。狄仁傑は并州の人で、并州都督府の法曹に任じられたことがあつた。金勝村五号墓に狄公望(仁傑)が雲を見て親を思う故事に取材した屏風画が描かれるのは、大方この絵を見て自己研鑽に励むためであろう。これが太原の地域性が濃厚な主題であることがわかる。また、太原金勝村唐

墓が文化的源流を同じくすることもうかがわれ、墓葬の形式・規模が大凡同じであることは、墓主等の政治的身分や経歴、文化的指向性が同様であることを示している。無論、この中に家族墓地が存在する可能性も排除できない。

金勝村五号墓の墓主夫人の頭蓋骨の前に置かれた漆盒内には珠と他の装飾品があり、本来は女性用の首飾を構成していた。漆盒内にはササン銀貨も納められていたがこの位置は洛陽の岳家村30号唐墓におけるササン銀貨の状況と同じであり、⁽⁶⁰⁾しかも後者の墓主はゾロアスター教徒の胡人である可能性が高い。隋唐期において外国の金銀貨を身につけて副葬する習慣はソグド人と関係することから、五号墓の墓主夫人はソグド人の後裔である可能性が高い。また唐前半期にはソグド人同士が通婚していたことから、墓主もおそらくソグド人の後裔であると推測される。

誌文を書写する方法は、金勝村五号墓と太原化工焦化廠唐墓に共通性が認められる。化工焦化廠墓の墓誌（標本二七）は青灰色の方磚二件から成り、平面は正方形、誌蓋は盃頂形で、背面に縄文の装飾がある。一辺四四cm、厚さは一五cmである。墓誌は、墓道の甬道を封じる門磚の所に置かれ、周囲には玉石が敷かれていた。発見時の目撃者は、当初、朱書の文字があったと伝えるが、整理された時には既に破損し、字も見えなくなっていた。⁽⁶¹⁾このような書写法は中古の中国におけるソグド人墓に共通して見られる。

武周期のソグド系処士・康文通の墓葬の天王俑は、金色の箇所輪郭を朱砂を用いて文様を描いており、馬と駱駝の俑も鼻と口に朱砂を塗った痕跡が残る。⁽⁶²⁾

新疆吐魯番地区交河故城溝西墓地の康氏一族墓域のうちM4、M5、M6、M11、M20から墓誌が出土している。M11の墓誌が墨書されているのを

除き、他の四つはいずれも朱砂を用いて書写されている。⁽⁶³⁾

天水石馬坪の石棺床墓は、ソグド人の墓葬と墓の形式や石棺床、副葬品等を総合的に比較分析すると、康業や安伽等のソグド人と同様の文化的背景を有していることがわかる。⁽⁶⁴⁾おそらくは同じく薩宝の類の官職についていたのだらう。⁽⁶⁵⁾ここでも墓誌は朱砂で書かれているが、調査時に誌文は既に模糊とされていた。

北周史君墓の石堂門楣上には漢文・ソグド語バイリンガルの題銘があるが、そのうち漢文題銘は朱砂で書かれている。⁽⁶⁶⁾史君墓石堂内頂部の木造建築を模した部分がやはり朱砂で描かれている。

西安地区出土の天寶三歲（七四四）「米薩宝墓誌」も刻字ではなく、朱砂で書かれていた。⁽⁶⁷⁾用材も石ではなく磚である可能性が高い。「唐安万通墓誌」は、朱書一件、墨書二件の計三件から構成されていたという。⁽⁶⁸⁾

以上の例から、中国におけるソグド人が葬送にあたって朱砂をとりわけ愛好していたことが窺われる。すると、山西の曹怡墓において墓誌に紅砂岩が選択されたのは、色を考慮してのことであろう。⁽⁶⁹⁾

二〇一五年、西安長安区において北朝期の吐谷渾の暉華公主と柔然の驃騎大將軍・乞伏孝達の合葬墓が発掘された。墓誌二合が出土しており、うち暉華公主の墓誌は楷書体を刻しているが、乞伏孝達の墓誌は朱砂で書写されており、文字の脱落が甚だしく判読できなかった。⁽⁷⁰⁾

墓の中に墓誌を置くことは中古の中国における喪葬の伝統であり、ソグド人貴族の墓葬においても所掌の中国王朝の制を受けて必要とされた。しかし、ソグド独自の慣習への拘りと漢民族文化の理解の程度によって、上述の如くソグド人貴族の墓葬中に石灰や朱砂で書写した墓誌が出現したのである。或いは、石灰や朱砂で墓誌を書くことは、中央アジアの民族が中古の

挿図 12 陝西省長安県南里王村唐墓 西壁 樹下仕女図屏風壁画

挿図 13 太原金勝村M337号墓「随侯受珠」図壁画

中国に流寓した後に新たに形成された慣習だったのであろうか。ともあれ、このような現象はソグド人貴族が中古の中国における喪葬の伝統と衝突した初期の様相をありありと見せている。このような特性も、金勝村唐墓の墓主が中国に移住したソグド人の後裔であることを示しているように思われる。換言すると、太原金勝村唐墓はソグド人の後裔の家族墓地である可能性が高く、中でも五号墓の墓主は中央アジア的な傾向が明らかである。

四 忠孝屏風画という選択

初唐期の墓葬における屏風画の地域的特徴は、長安地区と太原地区で異なる。前者には、仕女屏風画(挿図12)が描かれる。これは唐太宗が漢代の『列女伝』を喧伝したことと関係し、この画題が都・長安に分布することは、都の持つ政治的意義によるのであろう。一方、後者は樹下老人(高士)屏風画が描かれ、太原金勝村に集中している(挿図13)。但しこれは大凡の傾向であって、長安地区の唐墓にも樹下老人図は存する。以上は学界の共通認識である。樹下老人(高士)屏風画が太原地区の唐墓に表わされることは、これらの墓主が及び初唐期の政治に果たした役割と

態度に関係すると思われる。彼らの多くは曾て戦に参加して功を立てた後、隠遁した。まさしくこの原因によって、唐代墓葬壁画における屏風画というジャンルが形成されたのである。

李氏の唐朝は、群才を頼んで皇位につき、天下を経綸した。李氏が楊氏の隋朝に交代することができたのは出自を異にする様々な人材を募ったからであり、「凡在朝士、皆功効顯著、或忠孝可称、或学芸通博、所以擢用。」という。唐の太祖に対して太宗が事を起こした際に、これを支持したソグド人は少なくなかった。例えば、安姓の胡人・安元寿は曾て帳内に只一人で太宗を侍衛したといい、太宗が彼を重用し信任厚かったことがよくわかる。中古の中国における統治者は胡人を用いることを重視し、胡人もまた統治者を支持することに注意を払った。とりわけ政権交代の際には、鋭敏な嗅覚を活かして新政権を財力、武力等の面から能う限り支持した。武周期に至っても同様で、有名な洛陽における「天枢」建立事件は典型的な事例といえる。

并州（太原）は元来、胡人が集住する地であり、⁽⁷¹⁾そのため唐代に至っても引き続き棺を用いない葬法が行われたのであろう。洛陽で発見された隋の「翟突婆墓誌」には、その父は大薩宝であったといい、かつ并州太原の人と自称していることから、⁽⁷²⁾彼らが太原を故郷と見なしていたことがわかる。

隋唐王朝交代の際には太原のソグド系集団が李淵の挙兵を輔佐し、代々仕える元従となった。

例えば、「龍潤墓誌」には下記のようにいう。「并州晋陽人也。：君属隋德道消、嘉遁貞利、資業温厚、用免驅馳。唐基締構、草昧区夏、義旗西指、首授朝散大夫、又署薩宝府長史。貞觀廿年、春秋廖廓、已八十有余、駕幸晋陽、親問耆老、詔板授遼州刺史。于時鬢髮皓白、若園綺之重生、服飾朱紫、似齊人之独出。盛修第宇、優備南陽樊重之家。子孫就養、仿佛西晋安仁之

孝。妍歌妙舞之樂、常在聞見之中。肥醲甘醜之饌、不離左右之側。顔色怡怡、嘗無疾苦、百年上寿、匠欲及之、有始必終、夫復何患。永徽四年九月十日、薨于安仁坊之第、春秋九十有三。潜靈殯室、待吉邀時。永徽六年二月廿日、附身附槨、必誠必信、送終礼備、與夫人何氏合葬于并州城北廿里井谷村東義井村北。刊石誌事、置諸泉戸」⁽⁷³⁾。太原は彼の最初の寓居の地であった故に、夫妻が此処に合葬されたのであった。

龍潤の息子、騎都尉龍義の墓誌には、自らを称して次のように言う。「晋陽人也……屬大君豹變、早預龍。龍恩、授公騎都尉。方当陪祠日觀、聆万歳之声。扈從游汾、詠秋風之□。……以大唐龍朔三年歲次癸亥二月乙酉朔十二日景申、合葬於晋陽城北□（廿）里掘山之原、礼也」⁽⁷⁴⁾。

唐介州（今日の汾陽）騎都尉の曹遵とその子・曹怡も同様である。曹怡の墓誌には、「秉靈海岳、感氣星辰、家着孝慈、国彰忠烈。起家元従、陪翊義旗。後殿前鋒、殊功必致、于是授公（曹怡）騎都尉、用旌厥善」⁽⁷⁵⁾と述べられている。

上述の龍潤父子、曹遵父子はいずれも李淵の挙兵に付き従った太原の元従であった。

太原金勝村五号墓出土の磚の墓誌に「啓運之期、授節從戎、（指）麾万里」とあるのは、墓主が李淵の挙兵に従ったという顕著な功績を述べたものではないだろうか。換言すると、墓主は武官で、并州で挙兵した元老であり、唐朝にとって「太原の元従」であったに相違ない。

それでは、墓主は一体誰であろうか。

金勝村五号墓誌の誌蓋の模写（挿図14）は、墓主の姓氏に関する重要な手がかりを与えてくれる。但し白粉で書かれているため、字形の解釈は容易でなく、完全に一致する字を見出すことはできない。太原の隋「虞弘墓誌」誌

挿図 14 太原金勝村5号唐墓 墓誌蓋模写(全体と細部)

挿図 15 太原隋虞弘墓 墓誌蓋拓本(全体と「虞」字の細部)

挿図 16 『康熙字典』所載「邢」字の篆書体(左)、同「邢」篆書体(右)

拜火壇と祭司の図像が見られるが、これを以て墓主が自身の宗教を示そうとしたのかも不明である。⁽⁷⁸⁾ 五号墓から出土しているビザンツ高足杯式の陶灯は、墓主の種族の文化を示唆するかのようである。

「虞弘墓誌」に「春秋五十有九、薨於并(州)第。以開皇十二年(五九二)十一月十八日葬于唐叔虞墳東三里。」とある。明・万暦年間の『太原府志』には「唐叔虞墓在県西南十五里」⁽⁸⁰⁾と記載される。すなわち、現在の太原市晋源区王郭村の西にあたる⁽⁸¹⁾。虞弘墓は王郭村の南に位置し、開皇十二年に虞弘が埋葬されたのが今にいう虞弘墓に相違ないことがわかる。祇教を奉じた虞弘は并州で生活し、死後は太原市晋源区の一帯に葬られた。もしこれまでの推測が成り立つならば、金勝村唐墓群の墓主は、虞弘が統轄していたソグド人聚落と密接に関係するのではないだろうか。

蓋(挿図15)の「虞」と比較すると、五号墓の誌蓋も或いはこの字であろうか。最近、ある学者はこれを「邢」字であると解釈した。⁽⁷⁶⁾ 確かに、「邢」の異体字である「邢」に近い(挿図16)。両者は完全には一致しないが、これは墓誌を書写した者の漢文の習熟度が充分でなかったか、模写の際に生じた偏差であるかもしれない。墓葬中に見られる規範を逸した書体や書写は、難解である。

既に論じた通り、太原金勝村五号唐墓の葬俗に見られるソグド化の傾向は、墓主が中央アジアと何らかの関係を有するか、少なくとも中央アジア化していたことを示しているように思われる。五号墓出土の銀貨は口中に含まれていたのでも掌中に握られていたのでもなく、墓主夫人がアクセサリーとして身につけていたのかは不明であった。⁽⁷⁷⁾ 銀貨背面中央にゾロアスター教の

前述の如く、焦化廠唐墓を除く金勝村唐墓群では、墓室北側に軸を東西にして棺床を設けていた。当然、墓室頂部の装飾にも変化があり、蓮華と房飾りのついた帳幕か、挽結花幔が描かれている。このような墓葬壁画の変化は、如何にして起こったのであろうか。北朝から隋にかけて、中国におけるソグド人貴族は墓室内に石製屏風を繞らせた石製の榻(「石棺床」か石堂(「石槨」)を東西軸方向に置き、そこに「墓主夫婦の宴楽図+両側に駝馬/犢車出行図」を彫刻し彩色を施した。これらの図像中で、墓主夫婦は多くの場合、相対して屏風を立て廻せた榻に坐し、その頭上に天蓋か帷帳が描かれる。

北朝期の墓室壁画の配置も同様であることは言うまでもない。しかし、太原地区の墓葬壁画において唐初に上述のような変化が引き起こされたのは、

石製葬具の禁止に触発されたためである。時代の流行と政治的ムードが変化したことを、仕え人である彼らは切実に感じ取り、適宜表現形式を変えたのである。唐代には石槨等の石製葬具が新たに禁止されたため、屏風を廻らせた石槨という図像を分解し、墓室内に別々に配置することで対応した。墓室北側に東西軸方向に設置された棺床は、それ以前にソグド人貴族の墓葬で東西方向に安置された石棺床に代わるものである。そして墓室頂部の帳幕と房飾りの文様は、前代のソグド人貴族墓の石槨の背屏において墓主夫妻の頭上にかかる帷帳に代わるものである。太原金勝村唐墓壁画の装飾の変化は、このような影響の下に出現したのである。

長安地区において高士図屏風が描かれる墓の墓主の身分を調べた統計によると、山水花鳥画の登場以前は、初唐期の統治者が漢魏文化へのコンプレックスゆえに漢・晋の遺風を追求しているのを除き、高士図屏風を採用しているのは蘇思勳等、大臣墓が多い⁽⁸³⁾。また仕女図屏風は、皇族貴戚の墓で採用されている。これは高士図が忠孝や政権への忠誠を示すのに対し、仕女図は唐朝の統治者が漢代の『列女伝』を唱道したことによるのである⁽⁸⁴⁾。その意図は、皇族・外戚が政治に干渉しないよう警戒するとともに、彼らに自省を促し、自らの身分のイデオロギー・ラベルとすることであった。

初唐以降、隱棲と唐政権への忠誠はソグド系胡人に共通するテーマであった。先述の龍潤然り、康文通もまた然りである。墓誌から知られるように、康文通の祖父・和は隋の上柱国で、父・鸞は唐の朝散大夫であった。康文通は権門の出身でありながら、自身は処士であり、第三子の玄植も慶州樂蟠の主簿にすぎなかった。その誌文に、「修身踐言、非礼不動、温厚謙讓、唯義而行。于是、晦迹丘園、留心墳籍。以為于陵子仲辞禄而灌園、漢陰丈人忘機而抱。瓮白無玷、庶幾三懷之言、黄金滿贏、不如一經之業。講習詩礼、敦勸

子孫。松喬之述未成、靈化之期俄遠」と言う⁽⁸⁵⁾。隋唐の王朝交代に際して多数のソグド人が功成つて身を退けており、これはその一例にすぎない。玄宗期に至っても、安金藏の忠孝の故事、すなわち曾て武周期に、後の睿宗に示した忠誠と両親への孝行が伝えられ称賛された。

太原金勝村の墓主は、李淵の挙兵に追隨した人物であった。墓室に忠孝を示す樹下老人図屏風を描くことで、再び唐政府への忠誠を表したのである。長安の墓葬における屏風図の主流とは、自ずと壁画主題が異なる所以である。寧夏固原の梁元珍墓にも樹下老人図屏風が描かれている⁽⁸⁶⁾。墓主は魏晋期の玄学を尊ぶ隱士であり、墓葬壁画に高士図を採用したのは、自身を擬したものである。この類の屏風画に隱棲の寓意も含まれることの傍証といえよう。

墓制を見ると、唐政府は勲功を立てたソグド人に対する一種の褒賞としていたことが窺われる。史索巖夫婦は、隋末唐初において政治と緊密に関係したソグド人を代表する例である⁽⁸⁷⁾。彼らは王朝交代に際して李氏の唐についてばかりではなく、初唐期には外国の馬を導入して馬種を改良し、「初唐・盛唐期における輝かしい馬政の基礎を築いた」⁽⁸⁸⁾。この功績に因って、官位は四品でありながら、本来三品以上の官員のみに許されている木製明器を使用することができたのである。すなわち副葬品の木製明器は、唐朝から史索巖への褒賞であった。

太原金勝村唐墓群の墓主が曾て李淵の挙兵に追隨したことを踏まえると、その墓制（規模）、副葬品、壁画が相互に矛盾するのは、唐朝の特別な恩賜によるものと理解できる。同様の恩賜がソグド系の処士である康文通の墓⁽⁸⁹⁾にも見られる。或いは、これは初唐政府が挙兵に寄与したソグド人の墓葬を優遇する政治的行為であったのかもしれない。

以上のように、北朝期を通じて、多くの政治的中心地において棺が使用されない墓葬が見られた。その被葬者の大部分はソグド人であったが、その他の民族がその影響を受けて無棺葬を採用した可能性は排除できない。例として、宋紹祖墓、安陽固岩M57墓がある。一方で、ソグド人の中にも中国の葬制の影響を受けて木棺を使用するものが存在したことは確かである⁽⁹⁰⁾。固原南塬隋唐期墓葬のM21、M25、M29、M48号墓における六体の人骨は西方系の人種の特徴を備えている。このうち前の二基には棺がなく、後の二基では木棺を使用しているのは⁽⁹¹⁾、このような状況を反映したものである。木棺の使用は、鹽池簪子梁墓地M2号墓と固原史氏一族の墓葬でも確認されている。明らかに、棺を使用しない墓葬は北朝期には初唐期より遙かに広い範囲に分布していた。初唐期に棺を使用しない墓葬が太原に集中しているのは、この時期に太原のソグド系胡人が李氏の唐に追隨したために突出して見えるのではないだろうか。また固原地区において棺を使用しない墓葬が出現したのは、当該地域がシルクロード東部の北道における要所であった以外にも、王朝の馬政に重要な地位を占めていたことと関連すると思われる⁽⁹²⁾。馬政を実質的に管掌したのはソグド系胡人であったから、多くのソグド人がこの地に集まり留まったことであろう。固原南郊史氏一族の墓葬中、史射勿の子・史道洛の墓では犬が殉葬されていた。他にも、鳥、鼠、アカシカ、黄牛、馬、綿羊等の動物が出土しており、報告では鼠は後に侵入してきた可能性があるものの、他の動物は当時の人々の生活と一定の関係を有したものであるという⁽⁹³⁾。ただ、これは北方遊牧民族が葬送の宴において動物を犠牲にする習俗に由来し⁽⁹⁴⁾、唐朝の馬政を掌った史氏が依然として中央アジアの葬制を保っていたことがわかる。

固原南塬M4、M40号墓では犬を殉葬しており、M8号墓室では牛の脚の

骨、M16の墓室では馬の頭蓋骨、M30の墓室では羊の骨格、M39の墓室では豚の犬歯が発見されている⁽⁹⁵⁾。以上の墓葬は唐朝の馬政を管掌していた史氏と類似の葬制を示していることから、被葬者は中央アジア系文化、つまり史氏と同じ種族に属するのであろう。これらの墓制は史氏一族と比べると明らかに等級が低いことから、被葬者の社会的地位が史氏より低かったと見られ、或いは馬政に携わる下級の人員であらうか。

結論

太原金勝村唐墓の墓主の多くは官品が五品以下であった。隋唐の王朝交替の際、彼らは李淵の蜂起に追隨し、勲功を立てた。おそらく彼らは虞姓のソグド人と関係がある。彼らが樹下老人（高士）屏風図を採用したのは、まさしくこのような政治的立場と行動の結果であり、新生の唐政府への忠誠を示すとともに、功遂げて身を退け政治に関せず隠棲するという意志表示であった。墓室の屏風画の表現形式が開元十五年（七二七）の赫連山・赫連簡墓にも影響を及ぼしているのは⁽⁹⁶⁾、おそらく赫連氏もまた太原の元従であり、かつ胡人（の後裔）である故であらう。同様の寓意や屏風画の内容は、帝都・長安においても一部の大臣の死後に選択される所であった。金勝村一帯は、初唐政府が太原地区の胡人の官員を葬るために特に用意した墓地であった可能性が高い。その立地は、おそらく隋の虞弘夫婦が同所に埋葬されたことと何らかの関係があるものと推測される。

墓誌の記述から見て、中国に移住したソグド人が曝葬を行ったことは確実である。これまでに発見された隋・初唐のソグド人ゾロアスター教徒の墓葬には、納骨器に遺骨を納める他⁽⁹⁷⁾、以下の四種が見られる。第一類は、例えば鹽池簪子梁墓地と固原九龍山M33号墓に見られるような伝統的な方法であ

る。第二類は固原史氏家族墓地のように、所轄の王朝に許されしかも種族本来の文化にも反しない方法である。第三類の墓葬形式は太原金勝村唐墓のように、第一類・二類の中間にある方法である。安菩墓もこれに当たる。第四類は、曹怡墓等がある。曝葬後、仮の殯屋を建てたもので、政府から特別の待遇を受けたことを示す。この種の墓葬は初唐期のもので、武周期に集中している。

ソグド人墓の棺を使用しない葬制は、当地の漢族を含むソグド人以外の民族で、胡化したものに影響を与えた。彼らもソグド人と同様に、埋葬、遷葬、合葬の際に、棺を用いない方式を採用したのである。このような葬制は、彼らの移住に伴って他の地域にも出現した。例えば、河北省南和県の郭様墓⁽⁹⁸⁾、先述の河北省鶏沢県北関の郭氏家族墓、山西省長治の調露元年(六七九)埋葬の王深墓等⁽⁹⁹⁾、これ以上贅言しない。

註

- (1) 李雨生「山西隋唐五代墓葬析論」『西部考古』第六輯、三秦出版社、二〇二二年、一一七—一一八頁。
- (2) 邯鄲市文物保護研究所「河北鶏澤唐五代墓葬發掘簡報」『文物春秋』二〇〇四年第六期、一〇三—一〇三頁。
- (3) 趙超「樹下老人」與唐代的屏風式墓中壁畫」『文物』二〇〇三年第二期、七四頁。
- (4) 唐・杜佑『通典』中華書局、一九八八年、二七八八—二七八九頁。
- (5) 沈睿文「阿史那忠墓辨正」『西域文史』第八輯、科學出版社、二〇一三年、一六六—一六七頁。
- (6) 廬亞輝「唐代木明器初步研究」『兩個世界的徘徊 中古時期喪葬觀念與禮儀制度會議論文集』科學出版社、二〇一六年、九七—一三五頁。
- (7) 常一民、裴靜蓉「太原市晉源鎮果樹場唐溫神智墓」陝西歷史博物館編『唐墓壁畫國際學術研討會論文集』三秦出版社、二〇〇六年、二〇九—二二三頁。溫神智は唐中宗の景龍二年に卒している。墓室西側の棺床上に三人の骨の残骸があり、やはり木棺の痕跡は見られない。残存する大腿骨と碎骨の分析から、西側の二体は攪乱

されたらしいが、葬法は不明である。誌文から、西側は溫神智の夫人・王氏と継室・楊氏で、開元一八年に墓室を再び開いて三人の合葬としたことがわかる。換言すれば、同墓は景龍二年、溫神智の没後に埋葬に際して築造されたものであり、開元期の墓葬ではない。

- (8) 註2前掲論文、一一二頁。
- (9) 一〇四頁。
- (10) 洛陽市文物保護研究所「洛陽龍門安菩夫婦墓」『中原文物』一九八二年第三期、二二—二六・一四頁、圖三—九。洛陽市文物考古研究院「洛陽龍門安菩夫婦墓」科學出版社、二〇一七年。
- (11) 西北大学構内でも、二つの棺床を東西に併置した初唐期の墓葬が発見された。それぞれの棺床上に二体の骨が安置されており、木棺の痕跡も認められたという。二〇一六年七月二日、陝西省考古研究院劉呆運研究員のご教示による。ここに感謝したい。
- (12) 華陽「淺議山西唐墓的葬俗」『湘潮』二〇一一年第二期、一八頁。
- (13) 山西省考古研究所、太原市文物管理委員會「太原南郊北齊壁畫墓」『文物』一九九〇年第二期、一一〇頁。
- (14) 劉振東「論北朝時期無棺葬」『考古與文物』二〇一四年第五期、八四—九四頁。
- (15) 寧夏回族自治区博物館「寧夏鹽池唐墓發掘簡報」『文物』一九八八年第九期、四三—五六頁。
- (16) 「何府君墓誌」『全唐文補遺』第六輯、三秦出版社、一九九九年、三四九頁。
- (17) 羅豐「隋唐間中亞流傳中國之胡旋舞——以新獲寧夏鹽池唐墓石門胡舞圖為中心」『傳統文化與現代化』一九九四年第二期、五〇頁。再録『胡漢之間——絲綢之路與西北歷史考古』文物出版社、二〇〇四年、二八〇頁。
- (18) 龔方震、晏可佳『祆教史』上海社會科學出版社、一九九八年、八頁。
- (19) 張小貴「中古華化祆教考述」文物出版社、二〇一〇年、一六二—一六三頁。
- (20) M. Boyce, *Zoroastrians, Their Religious Beliefs and Practices*, Routledge & Kegan Paul Ltd., London and New York, 1979, pp.59-60.
- (21) 林悟殊「中古瑣羅亞斯德教葬俗及其在中亞的遺痕」『波斯拜火教與古代中國』新文豐出版公司、一九九五年、八七頁。
- (22) M. Boyce, *A History of Zoroastrianism*, vol. 1, Leiden/Köln, Brill, 1975, p.325.
- (23) M. Boyce, *op.cit.* (n. 20), vol. II, pp.54-57.
- (24) *ibid.*, p.121.
- (25) 註19前掲書、一六三頁。

- (26) 註18前掲書、一三六一—一三七頁。
- (27) 註21前掲書、八八頁。
- (28) 寧夏文物考古研究所「寧夏固原九龍山隋墓發掘簡報」『文物』二〇一二年第一〇期、六〇—六五頁。寧夏文物考古研究所「固原九龍山漢唐墓葬」『科学出版社』、二〇一二年、一二七頁。問題の東ローマ金貨の位置について、前者の「簡報」は北側の墓主の口に含まれていたとする。後者では、「南側の人骨の頭部」とする。金貨に開けられている穴の位置から見て、後者が正しいと見られる。
- (29) 註28前掲書、一三二頁。
- (30) 陳嬌修「固原九龍山M33出土土下顎托研究」『北京大学考古文博院学士学位論文』、二〇一六年。
- (31) 沈睿文「重詠安善墓」『故宮博物院院刊』二〇〇九年第四期、一五頁。
- (32) 林英「唐代拂菻叢說」『中華書局』、二〇〇六年、七六—七八頁。
- (33) 同様に、固原南塬M15号墓の被葬者は一五—一八歳の女性で、骨格の中程から穴を開けたササン銀貨が発見されたことから、被葬者はソグド人と見られる。詳細は下記を参照。寧夏文物考古研究所「固原南塬漢唐墓地」『文物出版社』、二〇〇九年、五七—五八頁。
- (34) 榮新江「絲路錢幣與粟特商人」『上海博物館編「絲綢之路古國錢幣暨絲路文化國際學術研討會論文集」』上海書畫出版社、二〇一一年、一一七頁。同「絲綢之路與東西文化交流」『北京大學出版社』、二〇一五年、二四—二五頁。また詳しくは同「波斯與中國兩種文化在唐朝的交融」劉東主編『中國學術』二〇〇二年第四期、五六—七六頁。前掲書六一—八〇頁に再録。
- (35) 羅豐「絲綢之路與北朝隋唐原州古墓」『固原師專學報』一九九八年第五期、八四頁。
- (36) 盧超蔭「何文哲墓誌考釈——兼談隋唐時期在中國的中亞何國人」『考古』一九九八年第九期、八四—八八頁。程越「從石刻史料看入華粟特人的漢化」『華夏考古』二〇〇三年第四期、五五—六一頁。榮新江「中古中國與外來文明」(修訂版)三連書店、二〇一四年、一二七頁。
- (37) 固原九龍山M4号墓では葬具が見られず、墓主は三五—四〇歳の成年女性であった。同墓で有孔の東ローマ金貨一枚が発見されている。註28前掲書、一一四頁。
- (38) 吐魯番地区文物局「新疆吐魯番地区交河故城溝西墓地康氏家族墓」『考古』二〇〇六年第二二期、一一—二六頁。
- (39) 羅豐「固原南郊隋唐墓地」『文物出版社』、一九九六年、一四—三頁。
- (40) 寧夏文物考古研究所、寧夏固原博物館「寧夏固原隋史射勿墓發掘簡報」『文物』一九九二年第一〇期、一五—二二頁。同「寧夏固原出土波斯銀幣、拜占廷金幣」『中國錢幣』一九九〇年第二期、七二頁。註39前掲書、一六頁。
- (41) 史鉄棒、史素巖、史訶耽と史道德墓出土のコインについて、詳しくは註39前掲書、八二、三七、五九—六一、九二頁参照。史道德墓出土のコインについては下記参照。原州連合考古隊「唐史道洛墓」『文物出版社』、二〇一四年、一三六—一三八頁。
- (42) 郭物「固原史訶耽夫妻合葬墓所出寶石印章圖案考」『考古與文物』二〇一五年第五期、九六—一〇一頁。
- (43) 林梅村「中國境內出土帶銘文的波斯和中亞銀器」『文物』一九九七年第九期。再録、同「漢唐西域與中國文明」『文物出版社』、一九九八年、一五八—一五九頁。
- (44) 註39前掲書、六九、八八頁。
- (45) 註43前掲書、一五八—一五九頁。
- (46) Grenet, Franz, Les pratiques funéraires dans l'Asie centrale sédentaire : de la conquête grecque à l'islamisation, CNRS, 1984, pp.34-37. Id. Les pratiques funéraires dans l'Asie centrale préislamique, *Encyclopedia universalis*, 1985, pp.236-237. [中国語訳は]下記から引用した。張広達「祇教対唐代中国之影響三例」『張広達文集・文本、圖像與文化流伝』広西師範大学出版社、二〇〇八年、二四—二五頁。
- (47) The Zend-Avesta, Part I, in: *Sacred Books of the East*, Vol. IV, Translated by James Darmesteter, The Oxford University Press, 1887, pp.73-74.
- (48) Barrold, V., "Istoria kulturnoj zizni Turkestana", *Akademik V. V. Barrold Sočinenija*, Moskva, 1963, p.212. 中国語訳は下記から引用した。努爾蘭・肯加哈買提「碎葉」上海古籍出版社、二〇一七年、二六—四頁。
- (49) 註18前掲書、一五八—一五九頁。
- (50) 註48前掲書、二二六—二二七頁。
- (51) 『通典』五二五六頁。この問題に関連して、太原地区における「黄坑」を仏教の屍陀林とすることの修正が迫られる。蔡鴻生「唐代『黄坑』辨」『歐亞學刊』第三輯、中華書局、二〇〇一年、二四—二五〇頁。再録、「中外交流史事考述」大象出版社、二〇〇七年、六〇—六七頁。崔岩「也談唐代太原『黄坑』葬俗的宗教属性」『洛陽大學學報』二〇〇三年第三期、一二—二四頁。
- (52) 「康欒墓誌」『全唐文補遺』第三輯 三秦出版社、一九九六年、四五—四五三頁。
- (53) 『全唐文補遺』第五輯 三秦出版社、一九九八年、一一—一頁。
- (54) 山西省考古研究所、汾陽市博物館「山西汾陽唐曹怡墓發掘簡報」『文物』二〇一四年第一一期、二八—三三頁。
- (55) 『元和姓纂』の「安姓」の下「姑臧涼州」条に、「後魏安難陀至孫盤婆羅、代居涼州、為薩宝。」と記される。榮新江は、薩宝は一種の世襲の官職であるとする。榮

新江「北朝隋唐胡人聚落的宗教信仰與祇祠的社会功能」榮新江主編『唐代宗教信仰與社會』上海辭書出版社、二〇〇三年。再録、註36前掲書(同二〇一四年)二五八頁。曹遵父子の任官の状況が龍潤父子のケースと同様であることは、薩宝府の官職もある程度は世襲されたことの傍証になり得るかもしれない。

(56) 註33前掲書、七七―七八頁。

(57) 註33前掲書、九八―九九頁。

(58) 固原九龍山M33号墓の北側の墓主の左手指骨と、南側の墓主夫人の右手指骨はつなぎ合われていた(註28前掲書、一二七頁)。しかしここから直ちに墓主夫婦が殯の後、同時に埋葬されたと速断することはできない。例えば、固原南塬のM33号墓も夫婦合葬墓であり、墓主夫人の骨格は仰臥伸展を呈し、南側に傾いていた。墓主の骨格は北側に傾いて側臥伸展し、右腕・右脚を夫人の骨格の上にかぶせ、両者が抱き合うようであった。しかし墓主の頭蓋骨の右側上方に穴があり、頭蓋骨の中から鉄の鏃一枚が発見された。すなわち墓主の死因は矢傷であるらしい(同上、三〇頁)。よって、墓主がまず負傷によって死亡し、後に妻が死亡してから、子孫が意図的に二人を抱き合わせる姿勢に安置したのであろう。以上から、M33の夫婦が同時に埋葬されたという見方は成り立たない。

(59) 報告書(山西省文物管理委员会「太原南郊金勝村唐墓」考古一九五九年第九期、四七五―四七六頁)の録文に一部修正を加えた。

(60) 趙国璧「洛陽発現的波斯薩珊王朝銀幣」『文物』一九六〇年八・九合期、九四頁。

(61) 山西省考古研究所「太原市南郊唐代壁画墓清理簡報」『文物』一九八八年第二期、五三頁。

(62) 西安市文物保护考古所「唐康文通墓發掘簡報」『文物』二〇〇四年第一期、三〇頁。

(63) 註38前掲論文、二一―二三頁。

(64) 姜伯勤「隋天水『酒如繩』祆祭画像石図像研究」『敦煌研究』二〇〇三年第一期、一三―二二頁。再録、同『中国祆教藝術史研究』三連書店、二〇〇四年、一五五―一七二頁。

(65) 註31前掲論文、一六頁。

(66) 西安市文物保护考古所「西安市北周史君石槨墓」『考古』二〇〇四年第七期、三九―四〇頁。同「西安北周涼州薩保史君墓發掘簡報」『文物』二〇〇五年第三期、九頁。西安市文物保护考古研究院「北周史君墓」文物出版社、二〇一四年。

(67) 向達『唐代長安與西域文明』三連書店、一九五七年、九一頁。

(68) 安万通墓誌は、一部の字句が出土時に既に模糊としていた。賀梓誠「唐王朝與辺境民族和隣国の友好關係」『文博』一九八四年創刊号、五九頁。武伯倫「説唐墓誌

隨筆」『古城集』三秦出版社、一九八七年、二六〇頁。上の両論文における誌文の引用は、字句に若干の異同がある。後に、羅豊が陝西省博物館保管複製部所蔵の墓誌抄本の原本に基づく録文を発表している。羅宝「薩宝 一個唐朝唯一外来官職的再考察」榮新江主編『唐研究』第四卷、二二三頁。再録、註17前掲書、二六〇頁。

(69) 註54前掲論文、二九頁。

(70) 張佳「西安長安区発現吐谷渾公主與丈夫合葬墓出土青銅制藥器具」中国社会科学院考古研究所中国考古網、二〇一五年一月一七日。

(71) 渠伝福、周健「晋陽與并州胡」『中国文化遺產』二〇〇八年第一期、七三―七七頁。案ずるに、太原天龍山石窟における隋代石窟の銘文にソグド人と北族の姓が見られる。森美智代「隋開皇四年銘天龍山石窟第八窟の意義」新川登龜男編『仏教文明と世俗秩序 国家・社会・聖地の形成』勉誠出版、二〇一五年、二六一―二八九頁。森美智代氏の教示による。ここに感謝したい。

(72) 「隋翟突婆墓誌」に下記のように述べられる。「君(翟突婆)諱突婆、字薄賀比多、并州太原人也。父婆、摩訶大薩保、薄賀比多。日月以見勲効、右改宣惠尉。不出其年、右可除奮武尉、擬通守。」趙万里『漢魏南北朝墓誌集積』巻九、科学出版社、一九五六年、三二三頁、図版四八四。趙力光、呉銅編『鴛鴦七誌齋藏石』三秦出版社、一九九五年、二一八頁。

(73) 註53前掲書。

(74) 「大唐驕都尉龍君(義)墓誌銘」『全唐文補遺』第六輯、二九三頁。「晋陽城北□(廿)里掘山之原」の「廿」は、龍義の父・龍潤の墓誌に「合葬于并州城北廿里井谷村東義井村北」とあるのに拠って補った。

(75) 王仲璋主編『汾陽市博物館藏墓誌選編』山西出版傳媒集團・三晋出版社、二〇一〇年、三頁。註54前掲論文、二九頁。王俊「唐曹怡墓相關問題研究」『文物』二〇一四年第一期、六〇―六五、七三頁。張慶捷「唐代『曹怡墓誌』有闕入華胡人的幾個問題」榮新江、羅豊主編『粟特人在中国 考古發現與出土文献的新印証』科学出版社、二〇一六年、六四四―六五二頁。

(76) 王焯等「赫連山、赫連簡壁畫的绘制、描潤與配置」『文物』二〇一九年第八期、七五頁、注二一。

(77) 康柳碩は、漆盒内のササン銀貨は女性がアクセサリとして用いたとする。康柳碩「中国境内出土発現的波斯薩珊銀幣」『新疆錢幣』二〇〇四年、中国錢幣学会絲綢之路貨幣研討會專刊、七三頁。

(78) もしそうであれば、前述の固原南塬M15の墓主も祆教徒であろう。

(79) 山西省考古研究所、太原市考古研究所、太原市晋源区文物旅游局『太原隋唐弘墓』

- 文物出版社、二〇〇五年、九一頁。
- (80) (明) 閔廷訪撰『太原府志』卷二四、山西人民出版社、一九九一年、三九九頁。
- (81) 張慶捷「隋唐弘墓誌考釈」、註76前掲書、一二五頁。
- (82) 安婷「唐代屏風画墓分期與相關問題」北京大學學士學位論文、二〇一二年、二三頁表一。
- (83) 陝西考古所唐墓工作組「西安東郊唐蘇思勳墓清理簡報」『考古』一九六〇年第一期、三〇—三六頁。
- (84) 沈睿文「中国古代物質文化史・隋唐五代」開明出版社、二〇一五年、二二七—二〇頁。
- (85) 註62前掲論文、六一頁。
- (86) 寧夏固原博物館「寧夏固原唐梁元珍墓」『文物』一九九三年第六期、一一九頁。註39前掲書、一一七—一二〇頁。
- (87) 李錦秀「史訶耽與隋末唐初政治——固原出土史訶耽墓誌研究之二」寧夏文物考古所編「絲綢之路上的考古、宗教與歷史」文物出版社、二〇一一年、四九—六〇頁。李錦秀「史訶耽與唐初馬政——固原出土史訶耽墓誌研究之二」『歐亞學刊』第一〇輯、中華書局、二〇一二年、二六一—二七六頁。
- (88) 註87前掲論文(李錦秀二〇一二年)。
- (89) 武周期の万歳通天元(六九六)年の康文通墓は、長い斜坡墓道を備え、平面が前方・後隅丸方形を呈する大型の双室磚墓である。副葬品の三彩文官・武官俑、出行儀仗を構成する三彩馬、駱駝俑は、本来ならば処士の康文通が使用することは遠く及ばないものである。康文通がこのような墓葬を使用することができたのは、祖父らが李淵の拳兵に加わり功を立てたためと思われる。太原金勝村唐墓と類似のケースといえる。註62前掲論文、一七—三〇、六一頁。
- (90) 註14前掲論文、八四—九四頁。
- (91) 註33前掲書、六七—六八、七一—七三、七五—七六、一一四—一一五頁。
- (92) 陝西省華県で発見された一基の土洞墓は、墓口を磚で封じ、墓室に対して須弥座型石棺床を横向きに置き、その上に一体の人骨が安置されていた。木棺の痕跡はなく、墓誌も出ていない。暫定的に初唐期の墓と判断されている。二〇一六年七月二二日、陝西省考古研究院劉呆運研究員のご教示による。ここに感謝したい。
- (93) 註41前掲書(原州連合考古隊)、二八、一七三頁。
- (94) 羅豊「北方青銅器墓中的殉牲習俗」『第三屆絲綢之路國際學術研討會早期絲綢之路與東西文化交流』一〇一—一三五頁。
- (95) 註33前掲書、三三二、四一、五九、七八、九八、一〇〇頁。
- (96) 太原市文物考古研究所「山西太原唐代赫連山、赫連簡墓發掘簡報」『文物』二〇一九年第五期、四—二五頁。
- (97) 沈睿文「吐峪溝所見納骨器的宗教屬性」榮新江、朱玉麒主編「絲綢之路新探索 考古・文獻與學術史」南京、鳳凰出版社、二〇一九年、一一三—一二八頁。
- (98) 辛明偉、李振奇「河北南和唐代郭樣墓」『文物』一九九三年第六期、二〇—二七頁。
- (99) 山西省文物管理委員會「山西長治唐墓清理簡報」『考古通訊』一九五七年第五期、五三—五七頁。王深は并州太原の人で、任官によって他郷に移った。その墓葬は金勝村唐墓同様に、棺が使用されない。
- [挿図出典]
- 挿図1 『中国出土壁画全集 第二卷 山西』科学出版社東京、二〇一二年、図九六「馱馬人物図(部分)」一〇五頁。
- 挿図2 同右 図九三「侍奉図」一〇二頁。
- 挿図12 『世界美術大全集 東洋編 第四卷 隋唐』小学館、一九九七年、図三三「仕女図」九三頁。
- 挿図13 『中国出土壁画全集 第二卷 山西』科学出版社東京、二〇一二年、図一〇〇「隋候受珠図(模写)」一〇九頁。
- [付記]
- 本論文の日本語翻訳刊行にあたり、若干の修正を加えた。また、東京藝術大学社会連携センター森美智代研究員の指摘に感謝します。
- [訳者付記]
- イラン語固有名詞のカタカナ表記については静岡文化芸術大学青木健教授よりご教示を賜った。ここに感謝申し上げます。
- (Shea Ruiwen・北京大学中国考古学中心北京大学考古文博学院)
(もり) みちよ・東京藝術大学社会連携センター特任研究員
- *原著 沈睿文「太原金勝村唐墓再研究」沙武田主編『絲綢之路研究集刊』第二輯、北京、商務印書館、二〇一八年五月、七—三三頁。
- (本論文は令和元年度海外編集委員による推薦論文である)